

黒松内町地域福祉計画

はじめに

本町は、平成15年3月に「第2期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、平成12年策定の「エンゼルプラン」及び「母子保健計画」に代わる「次世代育成支援地域行動計画」を平成17年3月に策定しました。平成18年度には「障がい福祉計画（仮称）」策定も予定しており、高齢者、子ども、障がい者など対象者ごとの保健福祉の要望に応える行政施策を進めているところです。

一方、現在の我が国は、本格的な少子高齢社会を迎えるとともに、地方分権への流れが進んでいます。また、福祉に対する要望が多様化している状況の中で、いかに柔軟に、かつ、地域に即した創意と工夫による福祉を推進していくかが大きな課題となっています。

そこで本町では、「みんなで自分たちが住んでいるまちを暮らしやすくする取組み（地域福祉）」を計画的に進めていくため、住民が主体となり、自由な発想で話し合いを行いながら、「黒松内町地域福祉計画」を策定しました。

本町は、この計画に基づき、地域住民と行政、そして民間の事業者が一緒になって、地域福祉の将来像であり、まちづくり全体の将来像でもある「自然にやさしく・人にやすらぎの^ま田舎～ブナ北限の里づくり」をめざします。

なお、この計画に基づく取組みを着実に実行していくためには、一人ひとりが地域に関心を持ち、自発的に地域社会へ参加していくことが不可欠です。住民の皆様の地域福祉への積極的なご参加とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画の策定にあたりまして、熱心にご審議賜りました黒松内町地域福祉計画等策定委員会の委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成17年3月

黒松内町長 谷 口 徹

黒松内町地域福祉計画の策定を終えて

地域福祉計画の法的根拠となっている社会福祉法の第4条には、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」とあります。

これまでの福祉というと、「行政から地域住民へ提供されるもの」という観念が広く浸透していたように感じます。しかしながら、国において社会福祉の基礎構造改革が進められ、市町村においてボランティア活動や非営利組織（NPO）による活動が活発化する中で、前述の社会福祉法の規定が示すとおり、「福祉は地域住民すべてで支えるもの」という観念に変わりつつあり、また、変わるべきだと考えます。

福祉をより身近なものにし、地域住民同士がつながりを持ち、思いやりを持って共に支え合い、助け合うという共に生きるまちづくりを実現するためには、地域住民の参加と行動による地域福祉の推進が不可欠なのです。

今回の計画策定は、新しい観念に基づく取組みの第一歩です。住民有志で構成される「黒松内 21 世紀のエココミュニティ・ネットワーク “くろねっと”」が計画原案作成の中心となり、私が参加した「黒松内町地域福祉計画等策定委員会」がその内容を審議し、計画策定に至りました。

計画の内容は、住民の視点で、地域に即した創意と工夫にあふれています。このうえは、この計画を着実に実行に移すとともに、計画の進み具合を逐一評価し、見直しを行い、さらに充実した計画となりますことを願う次第です。

最後になりましたが、策定委員会の委員の皆様をはじめ、計画策定に多大なるご尽力をいただいた多くの皆様に対しまして、敬意と感謝の意を表し、誠に簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

平成17年3月

黒松内町地域福祉計画等策定委員会 委員長 稗田 静 男

目 次

地域福祉とは？	1
1 地域福祉とは？	2
2 計画の位置づけ	4
3 計画期間	5
4 計画に盛り込んだ視点	5
5 計画策定の経過.....	6
地域福祉の将来像	9
1 地域福祉の将来像（基本理念）	10
2 基本目標	10
3 施策の体系	11
地域福祉の展開	13
1 情報共有	14
2 発見・相談・苦情	18
3 住民の支え合い活動の推進	23
4 地域力の向上	27
今後の推進・評価体制	33
1 各種団体・グループ・行政の地域福祉への積極的な参加	34
2 地域福祉の推進・調整役	35
3 地域福祉の進み具合の評価	36
資料	
黒松内町地域福祉計画等策定委員会設置要綱及び委員名簿	38